

Ⅲ 出願について

1. 出願資格

【法学部】，【経済学部】

次のいずれかに該当する者です。

- (1) 高等学校（中等教育学校を含む。以下同じ。）を卒業した者又はそれと同等以上の学力があると認められる者（下記「★」ア～ク参照）で、平成23年3月31日までに22歳に達し、社会人としての経験を2年以上有する者
- (2) 高等学校を卒業した者又はそれと同等以上の学力があると認められる者（下記「★」ア～ク参照）で、現に就業し入学後も就業しながら勉学することを確約できる者
- (3) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者で、平成23年3月31日までに22歳に達し、社会人としての経験を2年以上有する者
- (4) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者で、現に就業し入学後も就業しながら勉学することを確約できる者
- (5) 高等学校を平成23年3月卒業見込みの者で、就職が内定している者又は現に就業している者
- (6) 通常の課程による12年の学校教育を平成23年3月修了見込みの者で、就職が内定している者
- (7) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第150条の規定により高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者（下記「★」ア～ク参照）に平成23年3月31日までに該当する見込みの者で、就職が内定している者

「★ 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第150条の規定により高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者」

ア 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの

イ 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

ウ 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

エ 文部科学大臣の指定した者（昭和23年5月31日文部省告示第47号）

オ 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）により文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格（合格見込みを含む。）した者で、平成23年3月31日までに18歳に達するもの（※）

カ 大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）により文部科学大臣の行う大学入学資格検定（平成17年4月廃止）に合格した者

キ 学校教育法第90条第2項の規定により他の大学に入学した者であって、本学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの

ク 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、平成23年3月31日までに18歳に達するもの

※ 高等学校卒業程度認定試験において合格点を得ていても、平成23年3月31日までに18歳に達しない者は、出願資格がありません。

◇ 外国人が夜間主コースに入学する場合は、「留学」の在留資格を取得することができません。

また、当コース入学後、在留資格を「留学」に変更することもできないので注意してください。

(注) ① 「平成23年3月卒業見込みの者」には、「平成22年4月以降に卒業した者」を含みます。

② 定職を持ち、定時制・通信制の高等学校に在学した期間は、社会人の経験期間に含めます。

2. 出 願 手 続

〔1〕出 願 期 間

【法学部】，【経済学部】

平成22年12月13日（月）から12月17日（金）まで

〔2〕出 願 方 法

【法学部】，【経済学部】

入学志願者は、〔4〕の出願書類等を取りそろえ、本要項添付の「出願用封筒」に必要事項を記入の上、各学部学務係に出願期間最終日の17時までに必着するよう「簡易書留・速達」で郵送してください。

ただし、出願期間最終日の「9時から17時まで」に限り、持参による出願を認めます。（出願期間最終日の17時以降に着いた場合は、12月15日（水）までの消印があり、かつ「簡易書留・速達」であるものに限り受け付けます。）

なお、出願期間を過ぎた場合は受理できませんので、郵送期間を十分考慮の上、送付してください。

〔3〕出願書類等提出先

志望学部	提 出 先	所 在 地
法 学 部	法学部・経済学部学務第一係 (法学部担当)	〒760-8523 高松市幸町2番1号 TEL (087) 832-1806
経済学部	法学部・経済学部学務第二係 (経済学部担当)	〒760-8523 高松市幸町2番1号 TEL (087) 832-1813

〔4〕出願書類等 (①から⑩を取りそろえ提出してください。)

	出願書類等	注 意 事 項	チェック欄
①	入 学 願 書	本学所定の用紙に必要事項を記入してください。	
②	志 望 理 由 書	本学所定の用紙を用いて志願者本人が直筆で記入してください。	
③	推 薦 書	本学所定の用紙を用いて作成してください。 職場の上司、友人、家族等で20歳以上の者を推薦者としてください。 高等学校卒業見込み者については、学校長を推薦者としてください。	
④	調 査 書	<p>① 高等学校を卒業した者及び平成23年3月までに卒業見込みの者は、出身学校長が作成し、厳封したものを提出してください。</p> <p>② 高等専門学校第3学年修了者及び文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者については、出身学校において文部科学省所定の調査書に準じて作成された書類をもって調査書に代えることができます。</p> <p>③ 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの、国際バカロレア資格取得者、アピトゥア資格取得者、バカロレア資格（フランス共和国）取得者及び文部科学大臣の指定を受けた専修学校高等課程の学科を修了した者については、当該試験等の成績証明書等をもって調査書に代えることができます。</p> <p>④ 高等学校卒業程度認定試験合格者及び大学入学資格検定合格者は、当該試験の合格証明書（「合格（見込）成績証明書」を含む。）をもって調査書に代えることができます。（科目合格証明書、合格証書は不可。） なお、高等学校に在学したことがある者は、在学期間中の調査書又は成績証明書を併せて提出してください。</p> <p>出身学校の事情（廃校、被災、文書保管期間の超過等の理由）により調査書が得られない場合は、卒業証明書、単位修得証明書、成績通信簿等をもってこれに代えることができます。詳細については、香川大学入試グループまで問い合わせてください。</p>	
⑤	履 歴 書	本学所定の用紙に必要事項を記入してください。ただし、全日制高等学校卒業見込みの者については、提出する必要はありません。	
⑥	職歴証明書又は 在職証明書等	<p>① 平成23年3月31日までに22歳に達し、社会人としての経験（家事専従やボランティアなども含む。）を入学時までに通算して2年以上有する者については、そのことを証明する書類（勤務先からの証明が得られない場合や就労以外の社会人としての経験を有する場合は、友人・家族などで20歳以上の者により、そのような経験があることの証明を受けてください。）（様式は任意）</p> <p>② 現に就業し入学後も就業しながら勉学することを確約できる者については、職歴証明書に準じた書類（在職証明書等も可）（様式は任意）</p> <p>③ 高等学校を平成22年4月から平成23年3月までに卒業又は卒業見込みの者は、就職内定通知書の写（公務員を志望する者にあつては、採用試験の第2次合格通知書の写）。就職内定通知書をもらえない場合は、学校長が内定していることを証明する書類（様式は別紙）。現に就業している者については、上記②に準じた書類。</p>	
⑦	検 定 料 10,000円	<p>入学願書と一連の「振込依頼書（入金票）」及び「領収書」に必要事項を記入の上、下記の期間内に金融機関（ゆうちょ銀行を除く。）の窓口で所定の検定料を振り込んでください。（ATMは利用できません。また、振込手数料は振込人負担です。）その際、必ず入学願書下部の「受付金融機関出納印」欄に押印を受けてください。</p> <p>ただし、上記によりがたい場合は、香川大学入試グループへご照会ください。 香川大学入試グループ TEL (087) 832-1182</p> <p>○振込受付期間 平成22年12月6日（月）～ 12月17日（金）</p>	
⑧	写 真	出願以前6か月以内に撮影したものを、入学願書と一連の写真票に貼付してください。 （写真裏面に氏名・志願学部を記入してください。）	
⑨	受 送 験 用 封 筒	本学所定の封筒に志願者の住所、氏名及び郵便番号を明記し、360円分の郵便切手を貼付してください。	
⑩	あ て 名 票	本学所定の用紙に、志願者の住所、氏名及び郵便番号を記入してください。	

※「出願用封筒」（本要項添付）を使用して提出してください。

〔5〕出願に関する注意事項

1. 出願書類が不備の場合は受理できません。
 2. 出願書類提出後は、記載内容の変更を認めません。
 3. 払込済の検定料は、次の場合を除き、いかなる理由があっても返還しません。
 - ① 検定料を払い込んだが本学に出願しなかった（出願書類等を提出しなかった又は出願が受理されなかった）場合
 - ② 検定料を誤って二重に払い込んだ場合
- ※ 上記①又は②に該当される方は、香川大学入試グループ TEL (087) 832-1182へご連絡ください。

3. 選 抜 方 法

【法 学 部】

小論文及び面接（志望理由書の評価も含みます。）の総合点により選抜します。

(1) 配 点

小 論 文	面 接	計
100	90	190

(2) 小 論 文

設問に対する1,000～1,200字程度の論述を行います。問題は、広く社会・政治・法律・人文等の分野から選ばれます。評価の観点は、受験生の論理的思考力、文章表現力、説得力などです。

(3) 面 接

一人につき約20分程度で行います。論理的思考、口頭での表現力、社会現象に対する関心など法学部学生に必要な素養を評価するとともに、本学部を志望する動機、就業しながら勉学する意欲、就学時間の確保など、夜間主学生としての適性についても考慮します。

【経 済 学 部】

小論文及び面接の総合点により選抜します。

(1) 配 点

小 論 文	面 接	計
100	60	160

(2) 小 論 文

小論文の試験問題は、素材となる資料を提示し、その資料について受験者の論述を求めるという形式を取ります。評価の観点は、資料を的確に理解し分析できているかという点と、自分の考えを他者に伝えるために、文章を論理的に構成し、かつ分かり易く表現しているかという点に置かれます。素材は、経済、社会、文化に関する分野から選ばれます。

(3) 面 接

個人面接とし、所要時間は10分程度とします。志望理由書・推薦書に基づいて質問し、的確な応答をしているか、発言が説得的でわかりやすいか、社会問題について関心があるかなどの観点から評価します。